

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 保健医療等情報（その調査・分析・利用・提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報をいう。以下同じ。）を収集する者（以下「連結情報照会者」という。）は、保健医療等情報を正確に連結するため、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会（以下「D X 審査支払機構等」という。）に対し、保健医療等情報に係る医療保険被保険者番号等を提供した上で、保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報（以下「ID 5」という。）の提供を求めることができる。
- ID 5 の提供を受ける連結情報照会者が D X 審査支払機構等に納める必要がある手数料の額については、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「総確法」という。）第 12 条第 3 項において実費を勘案して政令で定めることとされており、現在は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第 205 号）第 5 条において、D X 審査支払機構等から提供された ID 5 の件数が 1,000 件までごとに 70 円と規定している。
- 現在の手数料の額は、ID 5 の提供に必要な「履歴照会・回答システム」の運用等経費を、連結情報照会者の年間想定利用件数で除して得た額としたものであるが、今般、履歴照会・回答システムの運用等経費や D X 審査支払機構等の人件費の増大等を踏まえ、当該手数料の額を見直すこととする。

2. 改正の概要

- 連結情報照会者が D X 審査支払機構等に納める必要がある手数料の額について、現在は D X 審査支払機構等から提供された ID 5 の件数が 1,000 件までごとに 70 円としているところ、これを 1,000 件までごとに 82 円とする。

3. 根拠条項

- 総確法第 12 条第 3 項

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 8 年 11 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 9 年 4 月 1 日